

長崎県障害者基本計画（第5次）

令和6年3月



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本理念	2
3. 基本的視点	2
4. 計画の位置付け	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の推進体制等	5

第2章 長崎県における障害のある人の現状

1. 障害者数	8
---------------	---

第3章 分野別施策の基本的方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	13
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	13
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止及び意思決定支援の実施	14
2. 安全・安心な生活環境の整備	15
(1) 住宅の確保	15
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進	15
(3) 公共的施設のバリアフリー化の推進	16
(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	16
3. 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実	18
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	18
(2) 情報提供の充実等	18
(3) 意思疎通支援の充実	19
4. 防災・防犯等の推進	20
(1) 防災・防犯対策の推進	20
(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	21

5. 行政サービス等における配慮	22
(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	22
(2) 選挙等における配慮等	22
6. 保健・医療の推進	23
(1) 保健・医療の充実等	23
(2) 精神保健・医療の提供等	24
(3) 人材の育成・確保	25
(4) 難病に関する施策の推進	26
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	27
7. 生活支援の推進	28
(1) 生活支援体制の整備	28
(2) 相談支援体制の構築	29
(3) 在宅サービス等の充実	30
(4) 障害のある子どもに対する支援の充実	30
(5) サービスの質の向上	32
(6) 人材の育成・確保	32
(7) 福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬の育成等	32
8. 教育の振興	34
(1) インクルーシブ教育システムの構築	34
(2) 教育環境の整備	36
(3) 高等教育における支援の推進	37
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	38
(1) 障害者雇用の促進	38
(2) 総合的な就労支援	38
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	39
(4) 工賃の引き上げ	39
(5) 経済的自立の支援	40
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	41
(1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	41
(附表) 数値目標	43

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本県では、平成7年に「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定後、その重点施策実施計画として平成9年に「長崎県障害者プラン～ノーマライゼーション7か年計画」を策定しました。

その後、平成15年に「長崎県障害者基本計画」（長崎県障害者プラン）を、平成21年には、「改訂長崎県障害者基本計画」を、平成26年には、「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」を、平成31年には、「長崎県障害者基本計画(第4次)」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

このような中、本県においては、平成25年5月に、障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（障害者差別禁止条例）を制定（平成26年4月施行）しました。

この間、国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名以降、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これらの国内法の整備を含めた一連の取組の成果を踏まえ平成26年1月に条約が批准されました。

そのような中、令和5年3月には、令和5年度から5年間を計画期間とする新たな、「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。国の基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援等を掲げ、11の施策分野ごとに基本的な考え方や各種施策が示されています。

また、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が制定され、障害者基本計画の作成や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

このような国の障害者基本計画や本県の障害のある人を取り巻く環境の変化に対応しつつ、令和5年度で終期を迎える前計画の検証を行い、令和6年度からの「長崎県障害者基本計画（第5次）」を策定するものです。

2. 基本理念

この計画では、基本的に前計画を継承し、「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とします。

3. 基本的視点

基本理念に基づき、次に掲げる視点から各種施策を推進します。

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人自身が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人に対する支援に当たっては、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、協働して切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害のある人に対する施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別などさらに困難な状況に置かれている場合があります。また、障害のある子どもには、子どもと家族に対する妊娠期から切れ目のない継続支援を早期から行う必要があり、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。さらに、障害のある高齢者については、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、また、条約との整合性に留意する必要があります。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害・難病・高次脳機能障害・盲ろう等について、県民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を継続して行います。

(4) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者の権利に関する条約には、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、個人の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとしたいわゆる「社会モデル」の考え方が反映されています。

障害のある人が、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立と社会参加に悪影響を与えるものです。そのため、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法等に基づき、市及び町や障害者団体等をはじめとする様々な主体の取組と連携を図るとともに、事業者や県民の理解のもと障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

さらに、「長崎県手話言語条例」を制定することにより、県民の手話に対する理解の促進を図るとともに、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市及び町等との適切な連携及び役割分担の下で、施策を立案・実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」として、また、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、本県が今後進める障害者施策の基本的な計画となります。さらに、「障害者による文化芸術に関する法律」第8条第1項に基づく障害者の文化芸術活動の推進計画は、本計画において一体的に策定します。

5. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、関係法令の改正等社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制

毎年度、分野別施策の基本的方向に沿った各事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者施策の推進に当たっては、SDGsの理念を踏まえ、障害者のみならず行政機関・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進します。さらに、国の制度等、障害のある人を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて施策の見直しも行います。



本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は以下のとおりです。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

(2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

(3) 計画を推進するための啓発・広報

① 共生社会の理念の普及

「障害者週間」(12月3日から9日まで)を通じて、障害者団体と連携して広報活動を展開し、「共生社会」の理念の普及を図ります。

② 障害及び障害者理解の促進

共生社会の実現には、障害や障害のある人に関する社会全体の理解を深めることが重要です。

令和7年度に本県で開催されるながさきピース文化祭 2025 を契機として、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法のさらなる普及啓発により、共生社会

の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人に対する理解を促進させるための取組を推進します。

(4) 計画を推進するためのボランティア活動等の推進

子どもや地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、県民ボランティア活動の普及、促進及び健全な発展を図るため、県が中核的な活動拠点として設置する「県民ボランティア活動支援センター」において、人材の育成や活動の支援を行います。

第2章 長崎県における障害のある人の現状

1. 障害者数

(1) 身体障害者手帳所持者数（身体障害のある人）

①障害種類別

身体障害者手帳所持者は令和5年3月31日現在 68,931人で平成25年から8.6ポイント減少しています。

障害種類別にみると、「内部障害」が増加し、その他の障害種類別においては減少しています。その結果、各障害種類別の構成比は、「肢体不自由」が46.1%、「内部障害」が34.5%、「聴覚・平衡機能障害」が11.2%、「視覚障害」が7.1%、「音声・言語機能障害」が1.1%となっています。

障害種類別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
		構成比		構成比		構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	75,402	100.0%	74,992	100.0%	68,931	100.0%	100.0%	99.5%	91.4%
視覚障害	6,211	8.2%	5,528	7.4%	4,925	7.1%	100.0%	89.0%	79.3%
聴覚・平衡機能障害	7,844	10.4%	8,030	10.7%	7,688	11.2%	100.0%	102.4%	98.0%
音声・言語機能障害	796	1.0%	841	1.1%	785	1.1%	100.0%	105.7%	98.6%
肢体不自由	37,621	49.9%	36,438	48.6%	31,759	46.1%	100.0%	96.9%	84.4%
内部障害	22,930	30.4%	24,085	32.1%	23,774	34.5%	100.0%	105.0%	103.7%

※障害者数は各年3月31日現在

②障害等級別

令和5年は平成25年から「6級」が1.2ポイント増加しています。一方で、その他等級においてはポイントが減少しています。構成比は、「1級」が29.3%、「4級」が24.1%、「3級」が17.8%、「2級」が14.0%、「6級」が8.4%、「5級」が6.5%となっています。

障害等級別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
		構成比		構成比		構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	75,402	100.0%	74,992	100.0%	68,931	100.0%	100.0%	99.5%	91.4%
1級	21,111	28.0%	21,384	28.5%	20,178	29.3%	100.0%	101.3%	95.6%
2級	11,428	15.2%	10,710	14.3%	9,637	14.0%	100.0%	93.7%	84.3%
3級	14,247	18.9%	13,614	18.2%	12,258	17.8%	100.0%	95.6%	86.0%
4級	17,597	23.3%	17,974	24.0%	16,592	24.1%	100.0%	102.1%	94.3%
5級	5,311	7.0%	5,182	6.9%	4,490	6.5%	100.0%	97.6%	84.5%
6級	5,708	7.6%	6,058	8.1%	5,776	8.4%	100.0%	106.1%	101.2%

※障害者数は各年3月31日現在

③年齢階層別

令和5年は平成25年から「18～64歳」が28.5ポイント減少しています。
 構成比は、「65歳以上」が77.0%、「18～64歳」が21.6%、「6～17歳」が1.1%、
 「6歳未満」が0.3%となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	75,402	100.0%	74,992	100.0%	68,931	100.0%	100.0%	99.5%	91.4%
6歳未満	251	0.3%	235	0.3%	199	0.3%	100.0%	93.6%	79.3%
6～17歳	907	1.2%	864	1.2%	765	1.1%	100.0%	95.3%	84.3%
18～64歳	20,794	27.6%	17,660	23.5%	14,871	21.6%	100.0%	84.9%	71.5%
65歳以上	53,450	70.9%	56,163	74.9%	53,096	77.0%	100.0%	105.1%	99.3%

※障害者数は各年3月31日現在

④年齢階層別・障害種類別

障害種類別・障害等級別・年齢階層別（令和5年3月31日）

(単位：人、%)

		合計	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	
実数	合計	68,931	4,925	7,688	785	31,759	23,774	
	重度	計	29,815	3,499	1,694	74	11,716	12,832
		6歳未満	121	2	11	0	68	40
		6～17歳	475	19	52	2	311	91
		18～64歳	7,713	698	523	21	3,896	2,575
		65歳以上	21,506	2,780	1,108	51	7,441	10,126
	中・軽度	計	39,116	1,426	5,994	711	20,043	10,942
		6歳未満	78	1	33	3	15	26
		6～17歳	290	9	65	4	136	76
		18～64歳	7,158	294	553	226	4,208	1,877
65歳以上		31,590	1,122	5,343	478	15,684	8,963	
構成比	合計	100.0%	7.1%	11.2%	1.1%	46.1%	34.5%	
	重度	計	43.3%	5.0%	2.5%	0.1%	17.1%	18.6%
		6歳未満	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		6～17歳	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%
		18～64歳	11.2%	1.0%	0.8%	0.0%	5.7%	3.7%
		65歳以上	31.2%	4.0%	1.6%	0.1%	10.8%	14.7%
	中・軽度	計	56.7%	2.1%	8.7%	1.0%	29.0%	15.9%
		6歳未満	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
		6～17歳	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
		18～64歳	10.4%	0.4%	0.8%	0.3%	6.1%	2.7%
65歳以上		45.8%	1.6%	7.8%	0.7%	22.7%	13.0%	

※重度（1～2級）、中・軽度（3～6級）

(2) 療育手帳所持者数 (知的障害のある人)

①障害等級別

療育手帳所持者は令和5年3月31日現在 16,361人で、平成25年から22.2ポイント増加しています。

障害程度別にみると「重度」が15.6ポイント、「中・軽度」が27.1ポイント増加しています。

障害等級別療育手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	13,390	100.0%	15,054	100.0%	16,361	100.0%	100.0%	112.4%	122.2%
重度計	5,746	42.9%	6,307	41.9%	6,644	40.6%	100.0%	109.8%	115.6%
A	25	0.2%	18	0.1%	13	0.1%	100.0%	72.0%	52.0%
A1	3,182	23.8%	3,497	23.2%	3,722	22.7%	100.0%	109.9%	117.0%
A2	2,539	19.0%	2,792	18.5%	2,909	17.8%	100.0%	110.0%	114.6%
中・軽度計	7,644	57.1%	8,747	58.1%	9,717	59.4%	100.0%	114.4%	127.1%
B	12	0.1%	8	0.1%	7	0.0%	100.0%	66.7%	58.3%
B1	3,646	27.2%	3,983	26.5%	4,378	26.8%	100.0%	109.2%	120.1%
B2	3,986	29.8%	4,756	31.6%	5,332	32.6%	100.0%	119.3%	133.8%

※障害者数は各年3月31日現在

②年齢階層別

令和5年は平成25年から全ての階層で増加しており、特に「65歳以上」が84.1ポイント増加しています。

年齢階層別療育手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	13,390	100.0%	15,054	100.0%	16,361	100.0%	100.0%	112.4%	122.2%
6歳未満	155	1.2%	194	1.3%	178	1.1%	100.0%	125.2%	114.8%
6～17歳	2,003	15.0%	2,187	14.5%	2,478	15.1%	100.0%	109.2%	123.7%
18～39歳	4,736	35.4%	5,339	35.5%	5,771	35.3%	100.0%	112.7%	121.9%
40～64歳	5,184	38.7%	5,345	35.5%	5,518	33.7%	100.0%	103.1%	106.4%
65歳以上	1,312	9.8%	1,989	13.2%	2,416	14.8%	100.0%	151.6%	184.1%

※障害者数は各年3月31日現在

③年齢階層別・障害等級別

障害等級別・年齢階層別（令和5年3月31日）

（単位：人）

		計	重度計	A	A 1	A 2	中・軽度計	B	B 1	B 2
実 数	合計	16,361	6,644	13	3,722	2,909	9,717	7	4,378	5,332
	6歳未満	178	90	0	32	58	88	0	43	45
	6～17歳	2,478	823	0	465	358	1,655	0	519	1,136
	18～39歳	5,771	2,102	1	1,293	808	3,669	0	1,310	2,359
	40～64歳	5,518	2,531	5	1,452	1,074	2,987	6	1,625	1,356
	65歳以上	2,416	1,098	7	480	611	1,318	1	881	436
構 成 比	合計	100.0%	40.6%	0.1%	22.7%	17.8%	59.4%	0.0%	26.8%	32.6%
	6歳未満	1.2%	0.6%	0.0%	0.2%	0.4%	0.6%	0.0%	0.3%	0.3%
	6～17歳	15.1%	5.0%	0.0%	2.8%	2.2%	10.1%	0.0%	3.2%	6.9%
	18～39歳	35.3%	12.8%	0.0%	7.9%	4.9%	22.4%	0.0%	8.0%	14.4%
	40～64歳	33.6%	15.5%	0.0%	8.9%	6.6%	18.2%	0.0%	9.9%	8.3%
	65歳以上	14.8%	6.7%	0.1%	2.9%	3.7%	8.1%	0.0%	5.4%	2.7%

（3）精神障害者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障害のある人）

①精神科病院入院患者数・公費負担通院者数

公費負担通院者は増加していますが、入院患者数は年々減少しています。

精神科病院入院患者数・公費負担通院者数

（単位：人、％）

	平成25年	平成30年	令和4年	指標		
				平成25年	平成30年	令和4年
公費負担承認件数（通院）	16,255	20,165	21,706	100.0%	124.1%	133.5%
精神入院患者数	6,990	6,414	6,235	100.0%	91.8%	89.2%

※公費負担承認件数は各年3月31日、精神入院患者数は各年6月30日現在

②年齢階層別精神科病院入院患者数

令和4年は平成25年から、20歳未満と65歳以上の入院患者数は増加していますが、64歳以下の入院患者は20～39歳、40～64歳の階層で減少しています。

年齢階層別精神科病院入院患者数

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和4年		指標		
		構成比		構成比		構成比	平成25年	平成30年	令和4年
総数	6,990	100.0%	6,414	100.0%	6,235	100.0%	100.0%	91.8%	89.2%
20歳未満	35	0.5%	46	0.7%	48	0.8%	100.0%	131.4%	137.1%
20～39歳	420	6.0%	300	4.7%	231	3.7%	100.0%	71.4%	55.0%
40～64歳	2,631	37.6%	1,926	30.0%	1,572	25.2%	100.0%	73.2%	59.7%
65歳以上	3,904	55.9%	4,142	64.6%	4,384	70.3%	100.0%	106.1%	112.3%

※障害者数は各年6月30日現在

③障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和5年3月31日現在14,699人で、平成25年から78.3ポイント増加しています。

障害の等級別にみると、「3級」が176.3ポイント、「2級」が59.5ポイント、「1級」が10.8ポイント増加しています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と構成割合

(単位：人、%)

	平成25年		平成30年		令和5年		指標		
		構成比		構成比		構成比	平成25年	平成30年	令和5年
総数	8,245	100.0%	11,738	100.0%	14,699	100.0%	100.0%	142.4%	178.3%
1級	1,071	13.0%	1,244	10.6%	1,187	8.1%	100.0%	116.2%	110.8%
2級	5,403	65.5%	7,316	62.3%	8,619	58.6%	100.0%	135.4%	159.5%
3級	1,771	21.5%	3,178	27.1%	4,893	33.3%	100.0%	179.4%	276.3%

※障害者数は各年3月31日現在

第3章 分野別施策の基本的方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



【基本的な考え方】

共生社会の実現のためには、障害のある人の権利の実現を阻む社会的障壁の除去は必要不可欠です。

そのため、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等の適正な運用を通じて、障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

① 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の推進

障害のある人への差別をなくすため、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法の普及啓発活動により、障害及び障害のある人に対する県民の理解を促進するとともに、調整機関の設置及び相談体制の整備を行い、差別事案の解決を図ります。

また、障害者差別禁止条例に基づき設置される「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」の運営を通じて、障害のある人に対する差別事案の原因・背景となっている社会的障壁の排除に向けた取組や、障害者差別禁止条例の適切な施行に努めます。

② 市及び町の取組の推進

地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、市及び町における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の設置を促します。

③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」や、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障害のある人が、周囲に支援を求める「ヘルプカード」の普及拡大に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止及び意思決定支援の実施

① 障害のある人に対する虐待の防止

障害児・者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための協力体制の整備や支援体制の強化を実施します。

② 権利擁護体制の整備

認知症や精神障害、知的障害により判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、市町における成年後見制度利用促進体制を構築し整備することにより、必要な方が成年後見制度を利用することができる体制を目指します。また、成年後見の担い手確保のために市民後見人の養成及び活動できる体制の整備を行うとともに、法人後見における新たな担い手への拡大について市町及び関係団体等と検討を進めます。

③ 成年後見制度の利用支援

成年後見制度を利用することが適当である知的又は精神に障害のある人が成年後見制度の利用を開始するための市及び町の事業に対し助成を行います。

④ 意思決定の支援

相談支援従事者研修において、障害者の権利擁護や、意思決定を促す研修を行うことで、障害のある人が自らの意思を反映させた日常生活を送ることができるように理解を促進します。

⑤ 日常生活自立支援事業の実施

知的障害や精神障害等があって福祉サービスの利用や金銭管理等を自分で判断することが難しい人のために、「福祉あんしんサポートセンター」において利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

2. 安全・安心な生活環境の整備



【基本的な考え方】

誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やアクセシビリティに配慮した施設等の普及促進を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

(1) 住宅の確保

① 県営住宅のバリアフリー化や優先入居の推進

県営住宅の建替えや既設住宅の改善において、バリアフリー仕様とするとともに、障害のある人に対する優先入居の措置等を推進します。

② 障害のある人等の利用に配慮した住宅のバリアフリー化の推進

多数が利用する共同住宅のバリアフリー化を推進します。

③ 住宅セーフティネット制度の推進

民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を活用し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

④ グループホームの整備等の促進

障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。

また、既設の公営住宅について、条件に応じてグループホームへの活用も促進することとします。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

① 旅客施設のバリアフリー化の推進

1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅、バスターミナルにおいて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、障害のある人等に対応したトイレの設置を働きかけます。また、これ以外の鉄道駅についても、地域の実情に応じ、障害のある人等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を働きかけます。

②車両のバリアフリー化の推進

車椅子利用者や高齢者等が乗り降りしやすい、低床化（ノンステップ、ワンステップ）された車両の導入を推進します。

③公共交通機関における障害のある人への配慮

公共交通機関の旅客施設や車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。

(3) 公共的施設のバリアフリー化の推進

①県有施設等のバリアフリー化の推進

県が所有・管理する施設について、障害のある人や高齢者等の利用に配慮したバリアフリーの施設整備を推進します。

また、県が所有・管理する施設の利用等に当たり、障害のある人の利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

②自然公園等のバリアフリー化の推進

自然公園において、地形条件を考慮しながら自然の魅力を損なわない形で、多機能トイレの設置や園路のスロープ化等のバリアフリー化を推進し、より多くの人々が県内の優れた自然の魅力を楽しめるような県有公園施設の整備及び改善を図ります。

(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

①障害者等用駐車場の適正利用等（おもいやり駐車場制度）

公共的施設等の障害者等用駐車場について、歩行困難な利用対象者（身体障害者・高齢者・妊産婦等）に障害者等用駐車場利用証を交付し、利用できる人を明確にすることで、障害者等用駐車場の適正利用を図ります。

②特定生活関連施設のバリアフリー化の推進

百貨店、病院、福祉施設、宿泊施設等の特定生活関連施設について、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。

③安心安全な歩行空間の確保

バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を実施します。

④バリアフリー対応型信号機等の整備促進

バリアフリー対応型信号機や「ゾーン 30」^{※1}等、障害者の利用に配慮した交通安全施設の整備を推進するとともに、既整備の交通安全施設を適切に維持管理することにより、交通事故防止を図ります。

⑤安全な交通確保

歩道、路側帯等における違法駐車及び違法放置物件並びに危険な運転行為の取締りを推進します。また、地域交通安全活動推進委員と連携して、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用方法について、住民の理解を深めるための運動を推進します。

^{※1} 生活道路における歩行者・自転車の安全確保を図るために、ゾーン内の最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅と車線中央線の抹消を前提とした生活道路における安全対策。

3. 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実



【基本的な考え方】

障害のある人が自らの権利を実現するためには、障害のある人が様々な情報へアクセスすることができる社会環境の整備等が重要です。

そのため、障害のある人が必要な情報を円滑に取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報アクセシビリティ※2の向上を図ります。

(1) 情報通信における情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上

① ICT利活用の機会拡大

障害のある人にパソコン操作や文書作成、インターネット等の利用を行えるようICT講習会を行い、社会参加を促進します。

また、視覚に障害のある人に対し、パソコン等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成するとともに、視覚に障害のある人のもとへ派遣させることにより、ICT利活用の機会を充実させ、社会参加の促進を図ります。

(2) 情報提供の充実等

① 県政情報の提供

[インターネット広報の充実]

長崎県ウェブサイトアクセシビリティガイドラインに基づき、障害のある人に配慮したわかりやすいウェブサイトの構築及び運営を実施します。

[広報誌点字・音訳版の制作・配布]

全世帯広報誌の点字・音訳版をそれぞれ毎号制作・配布するとともに、音訳版を県のウェブサイトに掲載します。

[広報テレビ番組（県政番組）等による情報提供]

広報テレビ番組を字幕放送とするほか、字幕・手話挿入版の作成及びインターネット配信を行うとともに、長崎県聴覚障害者情報センターのビデオライブラリーに備え置きます。

※2 施設・設備、サービス、制度等の利用しやすさのこと。

②視覚障害者情報センター・聴覚障害者情報センターにおける情報提供の充実
視覚に障害のある人の情報受発信拠点である「長崎県視覚障害者情報センター」において、点字刊行物・音訳図書等を貸し出します。

また、聴覚に障害のある人の情報受発信拠点である「長崎県聴覚障害者情報センター」において、字幕・手話入り映像ライブラリーを貸し出し、意思疎通支援の必要な視覚・聴覚に障害のある人への情報提供の充実を図ります。

③ユニバーサルツーリズムの普及推進

高齢者や障害のある方など、すべての人が楽しめるユニバーサルツーリズムの促進及び誘客拡大を図るため、タビマエやタビナカにおける相談対応や車椅子の貸出、入浴介助など各種サービスを提供するワンストップ窓口として、民間団体が開設した長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等を支援します。

(3) 意思疎通支援の充実

①手話通訳・音訳者等の養成

視聴覚に障害のある人の意思疎通支援を充実させるために、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助者、点訳・音訳奉仕員の養成を図ります。

②コミュニケーション手段の確保

県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することが認識できるよう、障害の特性に応じ、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、人工内耳の装用等コミュニケーション手段の確保を図ります。

③意思疎通が困難な人への理解促進

意思疎通が困難な人への正しい理解を促進するため、耳マーク、手話マーク等の普及啓発を図り、正しい理解を促進します。また、「長崎県手話言語条例」を制定することにより、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会確保その他の手話をしやすい環境の整備を図り、ろう者を含めたすべての県民が共生することのできる地域社会の実現のため、手話の普及等に関し必要な施策を総合的かつ計画的に推進します。

4. 防災・防犯等の推進



【基本的な考え方】

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、障害特性に配慮した適切な防災・防犯対策の推進、消費者トラブルからの保護等を図るための取組を推進します。

(1) 防災・防犯対策の推進

①避難行動要支援者の安全対策の推進

障害のある人等の避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）に対して、防災意識の普及、災害等の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域における要支援者の安全対策を推進します。

特に要支援者個人ごとに避難場所や経路、避難支援者などを定めた個別避難計画の策定について、先進事例の紹介や情報共有を図りながら市及び町に働きかけ、より実効性のある要支援者への災害時の支援対策の取組を推進します。

また、障害のある人等を受け入れる福祉避難所をさらに確保できるよう、市町と連携して取り組みます。

②障害のある人の緊急通報の受理体制の整備

ファックス 110 番、110 番アプリシステム及び手話による電話リレーサービスを利用した緊急通報を受け取ることにより、障害のある人の利用に配慮した受理体制の強化を図ります。

③Ne + 119 緊急通報システムの導入

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにシステムの導入を図ります。

④福祉施設の防災対策の推進

指定障害福祉サービス事業者に対して、防災意識の向上を図るとともに、設備等の安全対策を推進します。

⑤交番における障害のある人等への配慮

交番等において、「コミュニケーション支援ボード」や点字ブロック、スロープ等の障害者用設備を活用し、引き続き、障害のある人等の利用に配慮した活動を推進します。

⑥福祉施設の防犯対策の推進

平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるよう、防犯に係る施設整備や安全確保体制の構築を図る等、防犯対策の取組を推進します。

⑦水害・土砂災害時の要配慮者の避難確保計画作成の促進

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

⑧避難生活における障害特性に配慮した適切な情報提供の推進

精神障害や発達障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合や避難場所での生活において、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知に取り組みます。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

①消費者トラブルの防止等

国民生活センターや県内の消費生活センター等消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を、長崎県身体障害者福祉協会連合会などの関係団体に迅速に届けるネットワークを活用し、地域の見守り力を高める動きを支援します。

②消費生活向上の支援

複雑・多様化する消費生活環境の中で、障害のある人や高齢者等の消費者自らが判断する確かな目を持ち、主体性を持って考え、行動する消費者となるよう、消費生活向上の施策の一環として、要請に応じて消費生活支援講座等へ講師を派遣します。

③障害のある人の特性に配慮した相談体制の整備

消費生活センター等におけるEメール等での相談受付を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した相談体制の整備を図ります。

5. 行政サービス等における配慮



【基本的な考え方】

障害のある人が自らの権利を円滑に行使するためには障害のある人に対する適切な配慮が求められます。

そのため、行政サービスの提供等に際しては、適切な配慮を行うとともに、行政サービスの提供者である県職員の障害者理解をさらに促進するための研修等を積極的に実施します。

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

①職員に対する研修による障害及び障害者理解の促進

県民に対する行政サービスの提供者である県職員に対し、障害及び障害のある人の理解を促進するため、障害者差別禁止条例や障害の特性、合理的配慮等について研修を実施し、障害のある人に対して適切な配慮ができる職員を育成します。

②行政サービス提供等における合理的配慮の推進

障害のある人に対する障害特性に応じた適切な配慮に関するガイドラインとして、障害者団体等の協力のもと作成した「障害のある人への応対のしおり」や、障害者差別解消法の合理的配慮の提供等事例集等について、県庁内はもとより市及び町へ情報提供を行うこと等により、行政機関による合理的配慮の推進を図ります。

○一般県民を対象とした行政情報の提供における適切な配慮

- ・ 資料等への「拡大文字」「振り仮名」の使用
- ・ 講演会等における「手話通訳者」「要約筆記者」の配置
- ・ 窓口説明に当たっての障害種別ごとに対応した資料の準備 など

○一般県民からの行政サービスの申し込み等における適切な配慮

- ・ 申し込み方法をメールや電話、FAX、郵送等、複数の方法を準備する など

(2) 選挙等における配慮等

①選挙公報の充実

視覚障害者向けの点字・音訳・拡大文字の広報誌を引き続き発行するとともに、広報媒体の特性等に応じて可能なものについては、音声コードの活用に配慮します。

6. 保健・医療の推進



【基本的な考え方】

障害のある人の障害の軽減を図り、地域において自立した生活を送るためには、保健・医療サービスの充実是不可欠であり、障害のある人の住み慣れた地域におけるサービス提供体制の充実を図ります。

特に、入院中の精神障害のある人の早期退院、地域移行を推進するため、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策を推進します。

また、いわゆる「ひきこもり」や「うつ」等、心の病についても医療的ケアの充実を図ります。

(1) 保健・医療の充実等

①地域リハビリテーション事業の推進

障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域において生き生きとした生活ができるよう、様々な状態に応じたリハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる支援体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進します。

②自立支援医療の給付

[育成医療]

身体障害のある子どもに対して、障害の予防、軽減を目的とした医療を受けられるよう育成医療による医療費支援を行います。

[更生医療]

身体障害のある人に対して、手術等によって障害の程度の軽減、除去、あるいは進行を防ぐことが可能な場合に更生医療による医療費支援を行います。

[精神通院医療]

精神疾患や障害のために日常生活に支障があり、通院による継続的な精神医療が必要な場合に医療費支援を行います。

③障害のある人の医療費の助成

市及び町が実施している心身障害者福祉医療制度に対し助成を行います。

④小児慢性特定疾病治療研究事業の実施

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童

等の健全な育成を図るために、国が研究対象としている難治性疾患について、原因究明、治療方法の確立・普及を図り、このうち治療が極めて困難、医療費も高額となる対象疾患について、医療費の公費負担を実施します。

⑤未熟児養育医療による支援

身体発育が未熟なまま出生した乳児が、出産直後から適切な医療を受けられるよう未熟児養育医療による医療費支援を行います。

⑥歯科保健医療の推進

一般歯科医療施設での治療が困難な障害のある人の歯科診療について、口腔保健センター及び「障害者歯科協力医制度」に登録する地域の協力歯科診療所を活用した障害者歯科診療及び歯科診療車による巡回歯科診療を行います。

また、地域からの巡回歯科診療ニーズに対応するため、市町や障害者施設・団体へ調査を実施し、調査結果を活かして巡回計画立案を行い、効果的な障害者の歯科医療体制の確保を図ります。

⑦認知症患者に対する支援

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、早期診断、早期対応のための体制整備を軸に、認知症の容態の変化に応じて、適時適切に切れ目なく医療・介護等が提供される仕組みを実現します。

また、65歳未満で発症する若年性認知症の理解を進め、専門医療など適切なサービス提供につながるよう支援体制を整備します。

⑧県内医療機関情報の提供

住民・患者が医療機関を適切に選択できるように支援するため、病院・診療所及び助産所に関する情報を提供します。

(2) 精神保健・医療の提供等

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに地域への円滑な移行・定着を進められるよう精神障害者の退院後の支援に係る取組を行います。また、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を行います。

②精神科救急医療体制の充実

精神障害のある人の人権に配慮した適切な医療の確保充実に努めるとともに、様々な救急ニーズに対応できるよう、精神科救急医療体制を充実します。

③精神保健福祉相談の充実と市及び町への積極的支援

県立保健所、長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、多様化する精神保健福祉相談に適切に対応するとともに、市及び町においても相談支援が充実するよう、市及び町などへの技術支援を積極的に行い、精神障害者の早期治療の促進、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加促進、地域住民の精神的健康の保持推進を図ります。

④子どもの心の問題に対応する関係機関との連携構築

子どもの心の様々な問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、医療機関と関係機関との連携関係を構築し、専門性の向上、正しい知識の普及啓発を図ります。

⑤ひきこもり対策の推進

社会問題化しているひきこもりについて、「長崎県ひきこもり地域支援センター」を中心に、相談・支援体制を整備することで、本人の自立を推進し、本人及び家族等の保健福祉等の増進を図ります。

⑥うつ病対策の推進

自殺総合対策において、うつ病状態にある人の早期発見・早期治療につなげるための正しい知識や対応に関する普及啓発を図るとともにメンタルヘルス相談事業等の実施や、かかりつけ医と精神科医の連携を推進します。

⑦依存症対策の推進

ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき、ギャンブル、アルコール、薬物など依存症への県民の理解を深めるとともに、依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図ります。

(3) 人材の育成・確保

①看護職員の人材育成

看護職員修学資金貸与制度等により、看護職員の人材育成、確保に努めます。また、認定看護師や特定行為研修修了者の育成を支援し、専門性の高い看護職員の人材育成に努めます。

②リハビリテーション専門職の人材育成・確保

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション従事者について、福祉施設等における専門的な知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

③離島等における医師確保対策の推進

医学修学資金を貸与するとともに自治医科大学へ修学生を派遣することにより、離島等の地域や医療現場の実情を踏まえ、医療提供体制の維持を図るために必要な医師の養成に努めます。

④児童・青年期精神医学領域に対応できる医師の活用

長崎大学病院などの関係医療機関と連携しながら、これまで養成した児童・青年期精神医学領域に対応できる医師の更なる活用を図ります。

(4) 難病に関する施策の推進

①指定難病対策

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項」に規定する指定難病について医療の確立、普及を図ります。

また、指定難病と診断された難病患者等からの申請を受け付け、認定された人に対して、「特定医療費（指定難病）受給者証」を交付し、医療費助成を行います。

②難病患者地域支援対策の推進

地域で生活している在宅の重症難病患者等に対し、地域の医療機関や市及び町の福祉部門との連携のもとに、在宅療養支援計画の策定と評価、訪問相談、医療相談を実施して、安定した療養生活の確保や生活の質の向上などを図ります。

③難病患者の療養生活の支援

ホームヘルパー等が難病患者を介護する際の知識と技能を習得するための研修を実施し、難病患者の居宅での療養生活を支援します。

④難病支援ネットワーク事業の推進

拠点病院を整備し、県内の医療機関等との連携を推進することにより、難病患者について、早期の正しい診断、適切な疾病管理のための治療継続及び良質な療養生活を確保するための難病医療提供体制を構築します。

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

①障害の早期発見と予防・軽減

乳児期の先天性代謝異常等検査を実施するとともに、長崎県新生児聴覚検査推進事業検討協議会を開催して、障害を持つ可能性のある子どもを早期に発見し、適切な治療、療育につなげることにより、障害の予防、軽減に努めます。

②乳幼児健診実施体制の充実

妊婦・乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の実施により、障害の原因となる疾病等を予防し、適切な治療や療育につなげるとともに、発達障害等を早期に発見し必要な支援を行うため、市及び町が実施する健診のさらなる精度向上や健診後のフォローアップに対する支援、5歳児健診・相談事業の推進に努めます。

③医療的ケアが必要な在宅小児等の支援

周産期母子医療センターを退院後、引き続き医療的ケアを必要とする小児などが、可能な限り地域で療育・療養するために、医療的ケア児等に係る連携体制の構築や訪問看護師の養成等を行い、医療的ケアが必要な小児等に対する在宅医療体制を整備します。

7. 生活支援の推進



【基本的な考え方】

障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けるためには、障害種別・程度や一人ひとりのニーズに応じたきめ細かで多様な支援が必要です。

そのため、障害のある人が望む暮らしが実現できるよう自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するとともに、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な者に対しては、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

特に、発達障害・難病・高次脳機能障害については、県民への理解促進を図るとともに、必要な支援を実施していきます。

また、障害福祉サービスの充実を図るため、長崎県障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な提供を推進します。

(1) 生活支援体制の整備

①障害福祉サービス等の計画的提供の推進

長崎県障害福祉計画（障害者総合支援法）に基づき、地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な相談支援や障害福祉サービス等の計画的な提供を推進します。

②地域生活拠点等の構築

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

③地域生活支援事業の実施

障害のある人が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活支援事業を実施しています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業などを行うとともに、市及び町において実施する手話通訳者などの派遣事業や日常生活用具給付等事業などへの助成を行います。

(2) 相談支援体制の構築

① 自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

障害のある人の自立を促進するため、長崎県自立支援協議会において、県全体における広域的な相談支援体制の構築、各市及び町における自立支援協議会への支援を図ります。また、基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を行うことや、障害者相談支援専門員による質の高いサービス等利用計画作成のための研修を行うことで自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

② 発達障害のある人に対する支援

「発達障害者支援センター」において、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、地域での支援体制整備のため、関係機関に対し、発達障害の理解のための啓発及び研修を実施するなど、就学前から卒業後にわたって発達障害のある人を支援します。

また、医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による長崎県発達障害児・者総合支援推進会議において、情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制の構築を図ります。

③ 発達障害のある子どもに対する支援

子育てに不安を抱える保護者等が子どもの理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした厚生労働省が推奨するペアレントプログラムの開催及びペアレントメンターによる派遣や養成事業を実施し、子育て中の保護者に対する家族支援の充実を図ります。

④ 難病患者に対する支援

地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、「難病相談・支援センター」を設置・運営します。

⑤ 高次脳機能障害のある人に対する支援

「高次脳機能障害支援センター」を設置し、専門的な相談支援、高次脳機能障害支援に関する普及・啓発、研修等を行い、高次脳機能障害のある人に対する適切な支援を行い、在宅生活支援や社会的自立の促進を図ります。

⑥ 罪を犯した障害のある人等の地域生活支援と再犯防止の推進

罪を犯した障害のある人等について、地域生活定着支援センター、司法機関、保健医療福祉機関等が連携して相談支援や福祉サービス（障害者手帳の取得、年金受給など）につなげる等の生活支援を行い、再犯防止を図ります。

(3) 在宅サービス等の充実

①在宅サービスの充実と地域生活移行への支援

障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

障害者支援施設については、地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活（グループホーム等）への移行を推進します。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、普及啓発（教育等）が包括的に確保されるよう市及び町、圏域、県単位で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

(4) 障害のある子どもに対する支援の充実

①障害児施設・事業所の充実

障害のある子どもに対して、療育支援を行う児童発達支援等の障害児通所支援を提供するとともに、障害児入所施設、居宅介護、短期入所等、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

②障害児等療育支援事業の推進

障害児施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

③在宅心身障害児の療育支援

心身に障害のある児童や、慢性疾患等により長期療養の必要な児童及びその保護者等に対し、保健・医療・福祉に関するサービスの調整と日常生活についての相談指導を行うとともに、障害のある人の地域生活支援のため、地域の関係者に対する技術支援を行います。

④地域生活の支援

障害のある子ども一人ひとりに必要な医療を提供するため、県立こども医療福祉センターが中核的施設として必要な医療や療育を提供します。また、地域における療育関係機関への職員派遣や研修、巡回による療育相談の実施など、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

⑤発達障害のある子どもに対する支援

発達障害の早期発見・早期療育につなげるための乳幼児健診等従事者や保育士・療育機関職員等の専門性向上を一層推進するとともに、就学に関する相談支援体制の整備を図るなど、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が緊密に連携しながら、乳幼児期から成人期まで一貫して支援できる体制の整備を進めます。

⑥発達障害のある子どもの家族に対する支援

子育てに不安を抱える保護者等が子どもの理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした厚生労働省が推奨するペアレントプログラムの開催及びペアレントメンターによる派遣や養成事業を実施し、子育て中の保護者に対する家族支援の充実を図ります。

⑦乳幼児期における障害のある子どもの支援環境の整備

障害のある子どもを受け入れている幼稚園、保育所、認定こども園に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、乳幼児期における障害のある子どもへの支援環境を整備します。

⑧保育所等における障害のある子どもの受入れの推進

障害のある子どもを受け入れる保育所や継続的に特別支援教育を実施する私立幼稚園に対し、必要な経費を助成します。

また、障害のある子どもを受け入れる放課後児童クラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する場合に必要な経費を助成します。

⑨医療的ケア児の地域での受入体制の推進

医療的ケア児の地域での受入体制を調整するキーパーソンとして、圏域ごとにコーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・教育等の連携をより一層強化していきます。

⑩医療的ケア児の保育所等における受け入れ推進

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受け入れが可能となるよう、看護師等を配置し医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的

ケアを行うために必要な研修受講等への支援を行い、地域生活支援の向上を図ります。

⑪医療的ケア児等レスパイト支援事業

医療機関におけるレスパイト、訪問看護によるレスパイトに係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介護する家族の負担軽減を図ります。

(5) サービスの質の向上

①福祉サービスに対する苦情等の解決

長崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において、福祉サービス利用者やその家族等からの福祉サービスに関する苦情について、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援します。

②第三者評価制度による福祉サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価推進会議を運営し、評価機関の認証や評価基準の作成、評価調査員の研修など、第三者評価の普及啓発等を行い、第三者評価の実施や評価結果の公表をすることで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者へより詳細な事業所の情報を提供します。

(6) 人材の育成・確保

①相談支援従事者の養成と資質向上

地域において、障害のある人への各種相談支援に当たる相談支援従事者の養成と資質向上のため、相談支援従事者研修を行います。なお、その際は障害特性に応じた適正なサービス等利用計画作成が図れるよう研修内容に留意します。

②社会福祉事業に従事する人材の育成・確保

長崎県福祉人材センターによる、無料職業紹介事業、ハローワークでの出張相談、広報・啓発等を実施するほか、合同面談会の開催、処遇改善加算取得支援等による環境改善に取り組むなど、福祉・介護分野の人材の育成・確保に必要な事業を行います。

また、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図るため、社会福祉施設職員の退職手当所要額を助成します。

(7) 福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬の育成等

①福祉用具の利用支援

長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、福祉用具の相談及び展示を実施します。

②身体障害者補助犬の育成の推進

重度の視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に補助犬を貸与することによって、就労等の社会活動への参加を促進し、障害者の自立を支援するため、補助犬育成団体に対して、補助犬の育成に要する経費について、助成します。

③軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

補聴器の早期装用により、聴力、言語発達、コミュニケーション障害、情緒障害の改善を図り、児童の健やかな発達を促すため、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対して補聴器購入費の助成を行います。

8. 教育の振興



【基本的な考え方】

共生社会の実現のため、障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システム^{※3}の構築が求められています。

そのため、特別支援教育の計画的な推進のために策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、各種施策を推進します。

(1) インクルーシブ教育システム（障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ仕組）の構築

①障害特性に応じた指導及び支援の充実

発達障害等のある児童生徒への障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援を充実するとともに、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進していきます。

②関係機関と連携した訪問支援

各市及び町の教育委員会や県教育センターが窓口となり、長崎大学等と連携して、発達障害等特別な配慮を要する幼児児童生徒に対して、相談者のニーズに応じた高度で専門的な訪問による支援を行います。

③高等学校発達障害等生徒支援の推進

高等学校において、個別の教育支援計画を作成・活用し、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びやすい学校づくりに向けた取組を推進します。

また、必要とする高等学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して特別な教育的支援が必要な生徒の学習活動や学校生活上等の支援を行うことにより、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。

^{※3} 障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。

④各市及び町への支援

障害のある子ども及び保護者のニーズを十分把握した上で、各市及び町の教育委員会が適切な就学相談を実施できるよう、教育支援チームの派遣や就学相談員等養成研修会を行います。

⑤一貫した相談支援体制の整備

乳幼児から学校卒業後にわたって、教育、福祉、保健、医療、労働等関係機関が一体となった、障害のある子どもとその保護者に対する一貫した相談支援を行う体制を整備します。

⑥自立と社会参加の推進

特別支援学校、教育委員会、労働・福祉関係機関、企業等との連携のもと、職場実習先や新たな職域の開拓を図るとともに、特別支援学校キャリア検定を行うなど、障害のある子どもの高等部卒業後の就職率向上と職業的自立の強化を図ります。

⑦就労に向けた切れ目のない支援

児童生徒一人一人の障害の状態や教育のニーズに応じて、計画的・組織的なキャリア教育の充実を図ることや、特別支援学校において小学部から高等部までの一貫したキャリア教育を行うことで、一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、就労に向けた切れ目のない支援を実施します。

⑧障害のある人を理解するための教育の推進

小・中学校及び高等学校における各教科、道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動等教育活動全般を通して、障害や障害のある人に対する理解を深め、自分にできることを自ら考え行動する児童生徒を育むための教育の推進を行います。

⑨相互理解の促進

障害のある子どもへの理解を深めるため、特別支援学校と幼稚園等、小・中学校、高等学校及び地域社会との交流及び共同学習を推進します。

⑩障害のある子どもの就労の可能性を広げる活動の推進

キャリア検定の実施やICT人材育成等を通して特別支援学校の生徒が卒業後の進路に主体的に向き合う意欲の向上を図る取組を推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して企業等との相互理解を深め、新たな職域への就労の可能性を広げる取組を推進します。

(2) 教育環境の整備

①公立学校の施設整備の推進

バリアフリー化については、県立学校において、一層の設備充実に努めるとともに、市町立学校については、市及び町における整備促進を図ります。

②特別支援学校の適正配置

「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、全県的な視点に立った特別支援学校の適正配置に取り組んでいきます。

③特別支援学校の機能の充実

特別支援学校の地域におけるセンター的機能を強化し、幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育を推進します。

④ICTを活用した教育の推進

タブレットPC等のICT機器を児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて有効に活用することにより、学習面や生活面での指導の効果を高めるとともに、遠隔授業システムを活用して、離島地区の分教室等との合同授業や合同研修会等を行い、教育活動の充実を目指します。

⑤外部専門家の活用による教員の専門性の向上

特別支援学校に外部専門家を派遣し、障害のある子どもの実態把握や指導内容及び手立ての工夫、評価などについて専門的な視点からの助言や研修を通して、教職員の専門性の向上を図ります。

⑥障害のある子どもの医療サポートの推進

特別支援学校に在籍する、医療的ケアを要する児童生徒のために、必要な看護師を配置するとともに、看護師と教員の連携・協働のもと医療的ケアを実施し、安全で安心できる教育環境の整備を推進します。

また、スクールバスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援に取り組みます。

⑦特別支援教育に関する教員の専門性の向上

特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるため、特別支援学校と小・中学校との研修交流人事を行います。

⑧特別支援学校教諭免許状保有率の向上

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた専門的な指導を行うため、各種教職員研修を実施するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。

⑨生涯にわたる学習機会の充実

県及び市町、大学等で実施している生涯学習に関する事業を体系化し、県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習成果を奨励することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の振興を図ります。

⑩障害者の読書環境の整備

「長崎県読書バリアフリー推進計画」に基づき、市町、関係機関等と連携・協働し、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進します。

(3) 高等教育における支援の推進

①長崎県立大学における支援

障害のある受験者に対して、一人一人のニーズに応じた柔軟な対応を行い、安心して受験できるように努めるとともに、大学入学後においても充実した学生生活を送ることができるよう相談窓口の設置及び教職員に対する研修を実施します。

9. 雇用・就業、経済的自立の支援



【基本的な考え方】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、福祉的就労における工賃水準の引き上げが重要です。

そのため、障害のある就職困難な人に対する職場適応訓練や、障害者就業・生活支援センターによる就業面及び生活面の一体的な支援を行うとともに、目標工賃並びに官公需目標値を設定し、工賃水準の引き上げのための具体的方策を定めた「長崎県工賃向上計画」を推進します。

(1) 障害者雇用の促進

①県における障害者雇用の一層の促進

県職員の採用において、障害者を対象とした正規職員の採用については、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象として県職員採用選考試験を実施します。また、教職員採用試験及び学校職員採用選考試験において、障害者特別採用選考を実施し、県における障害者雇用の一層の促進を図ります。さらに、非常勤職員等の採用についても、業務等の検討を行い、可能なものから障害者を対象とした採用試験を実施し、県における障害者雇用の一層の促進を図ります。なお、採用試験においては、受験者からの要望に応じて、点字及び拡大文字など、合理的配慮の提供に努めます。

(2) 総合的な就労支援

①障害者就業・生活支援センターによる支援

障害のある人の職業生活における自立を図るため、継続的な支援を必要とする障害のある人に対して、福祉施設や関係機関との連携を図り、就職、職場定着を図ります。

②雇用機会の拡大

労働局等と連携し、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者表彰、障害者雇用に関する講演、事例発表、見学会等を開催するとともに、企業との情報交換や面接機会を設けることにより、障害のある人に対する理解の促進と雇用機会の拡大を図ります。

③技能向上に伴う雇用の促進

県障害者技能競技大会(アビリンピック)を通じて、障害のある人の職業能力向上を促し、技能労働者としての職業生活における自立を進めるとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進を図ります。

④一般就労への移行を促進するための支援（就労定着支援）

就労移行支援事業所等を利用する障害のある人が、地域社会において自立した生活を送れるよう、ハローワーク等の支援機関と連携して、より多く一般就労できるよう支援します。

また、一般就労をした人に対し、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。

(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の確保

①発達障害のある人に対する就労支援

発達障害者支援センターは、発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害児（者）とその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係機関（施設）との連携をとりながら、地域における支援体制の整備を推進します。

②多様な職業訓練の実施

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域におけるあらゆる機関に障害者の職業訓練を委託し、個々の障害の状況や個々の企業の人材ニーズ等に合った多様な内容の訓練を実施します。

③農福連携による障害のある人の就農促進

農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害のある人の就労支援を推進します。

(4) 工賃の引き上げ

①就労継続支援事業所等利用者の工賃向上への取組の推進

長崎県工賃向上計画に基づき、事業所商品・サービスのPRや長崎県障害者共同受注センターとの協働による販路拡大、経営改善等の施策を推進するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づく調達方針を毎年度策定し、官公需の拡大に努めます。

②就労施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者共同受注センター等と連携して障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

(5) 経済的自立の支援

①心身障害者扶養共済制度

生活の安定と福祉の増進に資することを目的として、保護者が生存中に掛金を納入し、保護者死亡等の場合に障害のある人に対し終身年金を支給する共済制度の周知に努めます。また、生活困窮等により掛金納入が困難な加入者への掛金援助を行います。

②特別障害者手当等の支給

在宅の重度障害者（児）に対し、その重度の障害による特別な負担軽減の一助として手当を支給します。

③特別児童扶養手当の支給

精神または身体に重度または中度以上の障害状態にある20歳未満の児童を監護している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興



【基本的な考え方】

障害のある人により積極的な社会参加の促進等のため、文化芸術活動やスポーツ等を行うことができる環境の整備等を推進します。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づく障害者の文化芸術活動の推進計画は、本計画において一体的に策定することとし、令和7年度のながさきピース文化祭2025を契機として、障害者による文化芸術活動の推進を図ります。

(1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

①社会活動への参加促進

障害のある人の自立生活と社会参加の推進について中核的な役割を担う「長崎県障害者社会参加推進センター」の運営を助成し、各種事業の円滑な推進を図ります。

②障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行える環境づくり

障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の育成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組むとともに、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。

③文化活動への参加支援

「長崎県障害者芸術祭」など、障害のある人とない人が共に参加する文化活動を支援します。

県が主催する文化芸術公演等の実施に当たっては、障害の有無や程度にかかわらず誰でも参加できるよう努め、福祉施設等利用者の招待を積極的に行い、障害のある人に対する入場料の割引・減免等を講じます。

また、令和7年度のながさきピース文化祭2025を契機として、障害者による文化芸術活動の推進と裾野の拡大を図るとともに、イベントを一過性のものとせず、文化芸術活動の次世代への継承、更なる発展につなげるように進めていきます。

④児童生徒に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供

特別支援学校や小・中学校及び高等学校の児童生徒を対象にした音楽や演劇、古典芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

⑤スポーツの振興

平成 26 年度に開催された全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）の成果や機運を一過性のものとせず、今後に繋げていくため、障害者スポーツの普及及び活性化を図り、県内における障害者スポーツ大会の開催や県外における障害者スポーツ大会への参加等について引き続き支援していくことで障害のある人のより積極的な社会参加を促進します。

⑥スポーツに親しめる環境の整備

障害のある選手が、障害者スポーツの全国祭典である大会に参加し、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加に寄与するために、スポーツ活動の日常化と競技力向上を図ります。

(附表) 数値目標

事項	現 状 (年度)	最終目標 (年度)	備 考
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止			
① 担い手（法人後見実施団体）の養成研修の実施	実施	継続実施	国：障害者基本計画（第5次）
② 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町数	15市町	21市町	国：障害者基本計画（第5次）
③ 障害者差別解消支援地域協議会を設置している市町数	12市町	21市町	国：障害者基本計画（第5次）
2. 安心・安全な生活環境の整備			
④ グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	3,179人	3,734人	長崎県障害福祉計画（第7期）
⑤ 県営住宅のバリアフリー化率	55.5%	61.0%	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025
⑥ 地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町又は障害福祉圏域の数	21市町村10圏域	全ての地域	国：障害者基本計画（第5次）
⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する市町数	21市町	21市町	国：障害者基本計画（第5次）
3. 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実			
⑧ 手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数	手話通訳者：6人	手話通訳者：6人	長崎県障害福祉計画（第7期）
	要約筆記者：3人	要約筆記者：3人	長崎県障害福祉計画（第7期）
⑨ 都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー数)	8人	8人	長崎県障害福祉計画（第7期）
4. 防災、防犯等の推進			
⑩ 消費者安全確保地域協議会の設置市町数	14市町	21市町	第4次長崎県消費者基本計画
5. 行政サービス等における配慮			
⑪ 国政選挙における「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版の配布状況	100%	100%	国：障害者基本計画（第5次） 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025
⑫ 国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	100%	100%	国：障害者基本計画（第5次）

事 項	現 状 (年度)	最終目標 (年度)	備 考	
6. 保険・医療の推進				
⑬ 入院後3ヶ月時点の退院率	53.0%	68.9%	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑭ 入院後1年時点の退院率	82.0%	91.0%	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑮ 精神病床における入院中の精神障害者のうち、1年以上入院者数	4,303人	減少	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑯ 医療型短期入所のサービス見込量	322人	465人	国：障害者基本計画(第5次)	
7. 生活支援の推進				
⑰ 福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)	543人 (H18~R4年度)	678人	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑱ 福祉施設入所者数	2,243人	2,130人	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑲ 訪問系サービスの利用時間数	55,299時間	69,670時間	長崎県障害福祉計画(第7期)	
⑳ 日中活動系サービスのサービス提供量	251,018日	272,398日	長崎県障害福祉計画(第7期)	
㉑ 療養介護事業の利用者数	520人	544人	長崎県障害福祉計画(第7期)	
㉒ 短期入所事業のサービス提供量	4,446日	4,786日	長崎県障害福祉計画(第7期)	
㉓ 相談支援事業の利用者数	計画相談支援	3,643人	3,846人	国：障害者基本計画(第5次) 長崎県障害福祉計画(第7期)
	地域移行支援	3人	27人	国：障害者基本計画(第5次) 長崎県障害福祉計画(第7期)
	地域定着支援	23人	43人	国：障害者基本計画(第5次) 長崎県障害福祉計画(第7期)
㉔ 都道府県が開催する「相談支援従業者研修」(初任者・現任)の修了者数	初任者：59人	初任者：60人	国：障害者基本計画(第5次)	
	現任者：63人	現任者：60人	国：障害者基本計画(第5次)	

事 項	現 状 (年度)	最終目標 (年度)	備 考
8. 教育の振興			
②5 公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	98% (R4年度)	100% (R10年度)	第四期長崎県教育振興基本計画
9. 雇用・就業、経済的自立の支援			
②6 一般就労への年間移行者数	199人	282人	長崎県障害福祉計画（第7期） 国：障害者基本計画（第5次）
②7 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	100%	100%	長崎県障害福祉計画（第7期）
②8 就労移行支援事業のサービス提供量	3,161日	4,602日	長崎県障害福祉計画（第7期）
②9 就労継続支援A型事業のサービス提供量	21,864日	26,396日	長崎県障害福祉計画（第7期）
③0 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援対象者数	24人	39人	長崎県障害福祉計画（第7期）
③1 障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	28,850,345円	33,400,000円	国：障害者基本計画（第5次）
③2 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	19,342円	24,900円	国：障害者基本計画（第5次） 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興			
③3 障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する市町数	20市町	21市町	国：障害者基本計画（第5次）
③4 障害者による文化芸術活動の推進に関する県計画の策定率	0%	100%	国：障害者基本計画（第5次）